家賃支援給付金及び持続化給付金の申請期限の延長について

標記給付金の申請期限の延長につきまして、緊急事態宣言下で申請書類の準備が困難な方が想定されることから、1月15日に経済産業省から「2月15日まで延長する」ことが発表されました。

なお、期限延長の申し出をすることが必要となっておりますので御留意ください。

詳細につきましては下記を御確認の上、引き続き事業者等への御対応をお願いします。

記

- 1 家賃支援給付金
 - (1) 家賃支援給付金事務局 HP (家賃支援給付金の申請期限について) https://yachin-shien.go.jp/news/20210114 02/index.html
 - (2) 申請期限

2021年2月15日(月)24時まで

※申請書類の準備が困難であったことについて、簡単な理由を記載した書面(様式自由) を添付し、申請期限までに申請を完了させる。

(賃貸人との関係で必要書類取得に時間がかかるケースなどが想定されています。)

- ※申請後、申請期限以降も事務局から送られる不備の修正(再申請)は可能ですが、申請 日が遅れると再申請を行う期間が短くなりますので御留意ください。
- 2 持続化給付金
- (1) 持続化給付金事務局 HP(書類の提出期限の再延長に関するお知らせ) https://jizokuka-kyufu.go.jp/news/20210114.html
- (2) 申請期限

2021年2月15日(月)まで

- ※ただし、1月31日(日)までに提出期限延長の申し込みを持続化給付金ホームページのマイページにある申込ページで必要事項の記載が必要となります。
- (3) 提出期限延長の対象となる事業者

以下の①~③のいずれかを満たす場合

- ①「2020新規創業特例の申請に必要な収入等申立書」を申請に用いる場合
- ②「寄附金等を主な収入源とする NPO 法人であることの事前確認書」を申請に用いる場合
- ③その他に申請期限に間に合わない事情がある場合

※これまでは売上対象月が12月の場合のみ、書類の提出期限延長の対象としておりましたが、 売上対象月が12月以外の場合であっても、書類の提出期限延長の対象となりました。

南牧村商工会

電 話 0267-96-2134

FAX 0267-91-4350

E-mail m-shoko@minamimaki.or.jp